

令和8年6月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和8年6月5日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和8年6月5日 午前9時宣告

開 議 令和8年6月5日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	東 祐太朗	2番	田村 雅之	3番	安田 節子
	4番	齋藤 光	5番	岡林 哲司	6番	山本 和輝
	7番	田村 幸生	8番	宮崎知恵子	9番	西森 勝仁
	10番	下川 芳樹	11番	松浦 隆起	12番	中村 卓司
	13番	岡村 統正				

不応招議員 な し

出席議員	1番	東 祐太朗	2番	田村 雅之	3番	安田 節子
	4番	齋藤 光	5番	岡林 哲司	6番	山本 和輝
	7番	田村 幸生	8番	宮崎知恵子	9番	西森 勝仁
	10番	下川 芳樹	11番	松浦 隆起	12番	中村 卓司
	13番	岡村 統正				

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	副 町 長	田村 正和
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	岡田 秀和
総 務 課 長	横畠 克彦	まちづくり推進課長	安岡 裕美
会計管理者兼会計課長	上田 くみ	住 民 課 長	廣田 春秋
産業振興課長	下八川久夫	建 設 課 長	大原 秀平
農業委員会事務局長	藤本 雅徳	健康福祉課長	岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	高鴨 学
--------	-------	---------	------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 1 3 番 岡村 統正 1 番 東 祐太郎

令和8年6月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和8年6月5日 午前9時開議

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 報告第1号 | 令和7年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第6 報告第2号 | 令和7年度佐川町水道事業会計予算繰越計算書について |
| 日程第7 報告第3号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の締結について） |
| 日程第8 報告第4号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 日程第9 報告第5号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 日程第10 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第11 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第12 同意案第1号 | 佐川町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第13 同意案第2号 | 佐川町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第14 同意案第3号 | 佐川町農業委員会の委員の任命について |
| 日程第15 同意案第4号 | 佐川町農業委員会の委員の任命について |

日程第16	同意案第5号	佐川町農業委員会の委員の任命について
日程第17	同意案第6号	佐川町農業委員会の委員の任命について
日程第18	同意案第7号	佐川町農業委員会の委員の任命について
日程第19	同意案第8号	佐川町農業委員会の委員の任命について
日程第20	同意案第9号	佐川町農業委員会の委員の任命について
日程第21	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和8年度佐川町一般会計補正予算（第1号））
日程第22	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第23	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第24	議案第41号	令和8年度佐川町一般会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第42号	令和8年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第43号	令和8年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第44号	令和8年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）
日程第28	議案第45号	令和8年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第29	議案第46号	令和8年度佐川町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第30	議案第47号	さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第48号	佐川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第49号	佐川町消防団の設置、名称及び区域に関する条例の制定について
日程第33	議案第50号	佐川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について
日程第34	議案第51号	中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について

議長（松浦隆起君）

改めまして、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまから、令和 8 年 6 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、13 番、岡村統正君、1 番、東祐太郎君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長、岡村統正君。

13 番（岡村統正君）

6 月定例会の会計及び運営につきまして、6 月 1 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告いたします。

本日、6 月 5 日を開会日とし、議案の上程までとします。

6 日、土曜日、7 日、日曜日は休会とします。

8 日、月曜日、9 日、火曜日は一般質問を行います。

10 日、水曜日は議員全員協議会、総務文教常任委員会開催のため休会とします。

11 日、木曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会といたします。

本定例会の会期は、6 月 5 日から 11 日までの 7 日間に決定しましたので報告をいたします。

なお、運営につきましては、議長に一任いたしますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 11 日までの 7 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 11 日までの 7 日間に決定しました。
日程第 3、諸般の報告を行います。

例月の出納検査報告書の提出が監査委員よりあっております。
これらは事務局で保管しておりますので、ご確認いただきたいと
存じます。

それでは、3 月定例会後の主立ったものについて報告します。

3 月 17 日、日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席してま
いりました。

議案は、日高村佐川町学校組合教育長の給与及び旅費支給条例
の一部を改正する条例を含む条例案 3 件、令和 7 年度日高村佐川
町学校組合一般会計補正予算及び令和 8 年度日高村佐川町学校組
合一般会計予算についての予算案 2 件、組合長・副組合長の選任
案件及び組合議長・副議長の選挙がありました。

組合長には日高村松岡村長が、副組合長には佐川町片岡町長が
選任されました。

組合議長には私が、副議長には日高村山中議長が選任され、任
期はいずれも 2 年間です。

いずれの議案も満場一致で可決されました。

3 月 26 日、令和 7 年度佐川町長寿大学修了式が、かわせみにお
いて開催され、出席し、お祝いを申し上げてまいりました。

4 月 7 日、令和 8 年度佐川高等学校入学式の御案内を受け、出
席してまいりました。

4 月 23 日、佐川町長寿大学入学式が、かわせみにおいて開催さ
れ、出席し、お祝いを申し上げてまいりました。

5 月 7 日から 5 月 15 日にかけて、全議員参加のもと、議会懇談
会を町内 5 地区で開催し、「地域の課題について」・「地域を盛
り上げる為のアイデア」をテーマに掲げ、住民の様々な御意見や
御提言を聴いてまいりました。各班に分かれた懇談会形式で、貴
重な御意見を頂戴しました。意見を集約し、必要に応じて町執行
部に届けてまいります。

5 月 11 日、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会による令
和 8 年度通常総会・道路整備促進高知県大会が城西館で開催され、
町長とともに出席してまいりました。

令和 7 年度事業報告・決算報告及び役員改選の後、令和 8 年度
事業計画、予算案が提出され、原案どおり可決されました。

終了後、本県の小説家、山本一力氏による「育ちざかりの土佐路」と題した講演が開催されました。四国8の字ネットワークをはじめ、今後の道路整備に対し、大いに期待が込められた講演内容を拝聴してまいりました。

5月17日、特定非営利活動法人さかわ夢まち協議会総会が、かわせみで開かれ、祝辞を述べてまいりました。住民全体の地域活動、生かし生かされる関係づくりにのっとった活動を積極的にされており、引き続き継続していただきたいと考えております。

5月18日、令和8年度高知県市長会と高知県町村会との共催による講演会があり、町長とともに出席してまいりました。御殿場市役所危機管理補佐監による「自治体のトップとして災害時いかに対応するか。知を知り、危険を知り、我を知り、大切な命と暮らしを守る」と題した講演を拝聴してまいりました。

5月19日、令和8年度仁淀川改修期成同盟会通常総会が土佐和紙工芸村において開催され、町長とともに出席してまいりました。

5月20日、仁淀川流域町村議会議長会第3回定期総会が当町で開かれました。私が会長を務め、2年目を迎えました。総会では令和7年度会務報告を行い、令和8年度事業計画・予算案を提案し、満場一致で可決されました。引き続き、3町村議員相互の連携・協調を図り、円滑な運営と地方自治の振興発展を目指した運営に取り組んでいくよう努めてまいります。

5月22日、佐川町商工会の令和8年度通常総会が開かれ、出席してまいりました。

5月26日、令和8年度町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、副議長、事務局長とともに出席してまいりました。

研修の講師は、一般財団法人地域活性化センター理事長である林崎理氏、東海大学教養学部人間環境学科教授である万城目正雄氏、京都女子大学学長である竹安栄子氏によるそれぞれの研修で、「地方創生の先行き～地域未来戦略とともに～」「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践」「男女共同参画で地域を元気に～人口減少社会を生き抜く方策～」など、地方議会が直面する課題についての研修内容でした。

引き続き、竹安学長からは、宮城県蔵王町女性議員3名を交えたパネルディスカッション形式での研修が行われ、女性議員から

お話をお聴きいたしました。「町施行 69 年間女性議員ゼロから女性議員 3 名が誕生した」内容でありました。町として「女性模擬議会」を開催したことが、女性議員が立候補するきっかけづくりとなったとのこと、新たに女性の視点が加わったことによって議論が深化し、女性議員がいることが当たり前の町になったとのことです。同時にこうした活性化につながる活動を一過性に終わらせないことが重要であると、改めて再認識いたしております。

翌日、5 月 27 日、仁淀川流域町村議会議長会県外研修が行われ、県選出国會議員全員に直接「要望書」を提出してまいりました。国道 33 号線の交通混雑の緩和、都市計画決定された「いの～越知」間の早期事業化により、住民生活の向上が図れるよう要望してまいりました。

同日、関東仁淀ブルーの会定例会が行われ、町長とともに参加してまいりました。

6 月 3 日、佐川町身体障害者協議会総会が開催され、ご案内をいただき、祝辞を述べてまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。

本日は、議員の皆様にご出席をいただき、令和 8 年 6 月佐川町議会定例会が開催できますことに、厚く御礼を申し上げます。また、日頃は町政運営に対しまして、ご指導、ご協力を賜り、改めまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

まず、加茂地区緊急用ヘリコプター離着陸場整備工事につきまして、ご報告いたします。

本工事につきましては、事前調査の実施や、関係機関との詳細な協議、各種承認・許可の調整等を重ねてまいりました。現在、最終の承認・許可が、承認・許可が下るのが間近となっております。近日中に本格的な工事に着手する見込みでございます。

本施設は、大規模災害時の物資輸送や、特に緊急医療搬送など、佐川町にとって「なくてはならない施設」であり、地域の未来を

支える極めて重要な防災拠点となります。

工事の本格化に伴い、国道での交通規制が実施されるほか、特に加茂地区の皆様におかれましては、工事車両の往来などにより、ご不便やご迷惑をおかけすることと存じます。国道を利用される皆様をはじめ、住民の皆様、近隣の皆様には大変なご負担をおかけいたしますが、安全確保と事業推進のため、施工業者と緊密に連携を図り、周辺環境や交通への影響を最小限に抑えるとともに、何より安全第一を徹底し、無事故・無災害での工事に努めてまいります。住民の皆様におかれましては、何卒ご理解と、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

町といたしましては、本施設が早期に完成するよう全力を尽くすとともに、今後とも、住民の皆様が安心して暮らせることができる安全な環境づくりに、なお一層邁進をしてまいる所存でございます。

次に、道の駅及びおもちゃ美術館に関する事業につきまして、ご報告いたします。

オープンから、4年度目を迎えております「まきのさん道の駅・佐川」につきましては、令和7年度の売上げが、全エリアの合計で約3億8千万円となっており、レジ通過数は約26万7千人となりました。

令和6年度と比較すると、やや減少はしておりますが、道の駅は、来場された多くのお客様に町の魅力を発信すること、生産者の皆様の所得向上に寄与すること、商店街や観光施設への誘客による地域活性化を目的とする施設でありますので、指定管理者である一般財団法人しあわせづくり佐川には、その設置目的に沿った運営に注力していただきたいと考えておりますし、町としましても引き続き支援してまいります。

道の駅の新駅長につきましては、司牡丹酒造株式会社で永く勤められました、山中幹雄氏にご就任いただいております。

山中氏は町内在住で、本町に関して精通しているだけでなく、これまでの業務経験の人脈も大変広く、町内外の事業者や関係機関との調整能力を有しており、町の魅力を強く発信する道の駅の駅長として適任だと確信しております。山中氏には、道の駅のスタッフと力を合わせて、さらに魅力ある道の駅となりますよう、期待をしているところです。

また、道の駅では今月 27 日、土曜日、28 日、日曜日におきまして「周年祭」を開催いたします。周年祭は、周年祭では、マルシェ広場に町内外の事業者の方にご出店をいただくほか、道の駅連携事業としまして「道の駅うわじま」からロイズの移動販売も来ていただくことになっております。

そのほか、イベントも計画しておりますので、住民の皆様をはじめ、たくさんの方々にご来場いただきたいと存じます。議員の皆様におかれましても、お誘い合わせの上、ぜひご来場いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、令和 7 年度の一般財団法人しあわせづくり佐川の決算状況の詳細につきましては、9 月の定例会において、ご報告させていただきますが、収支は黒字となる見込みでございます。

「おもちゃ美術館」につきましては、令和 7 年度の入館者数が約 5 万人となり、令和 6 年度と比較すると、やや減少はしておりますが、当初の目的でありました 4 万人は達成している状況でございますので、順調であると考えております。

また、令和 7 年度から町民の未就学児を対象に配布しております無料ペア招待券は、376 枚を配布し、223 枚のご利用がありました。令和 8 年度も継続して配布させていただきますので、対象の皆様には、ぜひご来館いただきたいと思います。

続きまして、各課局の所管事項につきまして、ご報告させていただきます。

まずはじめに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

まず、3 月下旬から町内で開催されましたイベントにつきまして、ご報告いたします。

3 月 19 日のぼんぼり点灯を皮切りに、4 月 7 日までの 20 日間「牧野公園さくらまつり 2026」が開催され、牧野公園周辺は、多くの花見客でにぎわいました。この期間中の来場者数は約 2 万 3 千人で、特に、天候にも恵まれた 3 月の最終の土曜日、日曜日は、大変なにぎわいを見せ、旧浜口家住宅におきましては、2 日間で、2,331 人の方の来場がありました。

3 月 28 日には、集落活動センターたいこ岩と、集落活動センターくろいわでも、お花見イベントが開催され、地域内外からの来場者で交流の輪が広がりました。尾川地区の「第 8 回尾川さくらまつり」では、高知県立大学の学生が参加してくださり、ウォー

クラリーやゲームなど、子供から大人まで楽しめるイベントとなりました。黒岩地区の「黒岩さくらまつり」では、「黒岩いきいき応援隊」の皆様の手作りのお料理を楽しみながらの交流となりました。地域の皆様がこうした地域を元気にする取り組みにご尽力くださっていることに、改めまして感謝とお礼を申し上げます。

また、牧野富太郎博士の誕生日であります、4月24日から26日には、「牧野富太郎博士生誕祭」が開催され、音楽イベントやマルシェなど、新緑が美しい牧野公園を満喫していただきました。

そして、何より、皆様もご存じのことと思いますが、4月9日には、高知県土佐清水市出身「ジョン万次郎」こと中濱万次郎を主人公とした、2028年大河ドラマ「ジョン万」が放送されるとの発表がございました。連続テレビ小説「らんまん」、そして「あんぱん」に続き、再び高知県が注目されることとなります。佐川町におきましても、佐川町の魅力ある資源を生かしていけるよう、高知県や観光協会など関係機関としっかりと連携しながら、引き続き、観光振興に取り組み、盛り上げてまいります。

次に、令和8年度町政報告会につきまして、ご報告いたします。

4月26日に、佐川町自治会長会総会に合わせて、令和8年度の町政報告会を開催いたしました。参加いただきました自治会長の皆様に、令和8年度の当初予算をはじめ、各課局から住民の皆様に直接関係する事業の概要等についてご説明させていただきました。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、消防広域化につきまして、ご報告いたします。

県内15消防本部を一つに統合する消防広域化につきましては、昨年度、高知県と県内34市町村長及び15消防本部の消防長らによる協議が重ねられ、本年2月に「高知県消防広域化基本計画」が策定されました。

本年度は、本計画に基づき令和16年度の指令システム全県統一化や、本部機能の統一化に向けた具体的な協議が進められています。この協議の場として、県知事や県内34市町村等で構成される「高知県消防広域化に関する実務協議会」及び4つの専門分野において、「地域」ごとや「機能・事務」ごとの段階的な統合の手法等について、分野別の実務的な議論が重ねられており、年内をめどに実施計画案や、広域連合・法定協議会の規約案が取りまと

められる予定となっております。

今後におきましては、現行の消防署所体制の維持や、消防団と消防署の緊密な連携体制の確保など、本町の消防力低下を招くことのないよう、中山間地域を有する本町の実情を踏まえ、この「高知県消防広域化に関する実務協議会」等の場において、引き続き丁寧な協議を重ねてまいりたいと考えております。

あわせて、県と緊密に連携して全体の動向を把握しつつ、必要に応じて議会の皆様に対し、丁寧なご説明を申し上げ、しっかりと議論を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、職員採用試験につきまして、ご報告いたします。

令和8年度職員採用試験1次試験を、6月13日に実施する予定としております。

今回の採用試験では、事務職、技術職、保健師及び社会福祉士を若干名採用する予定としており、6月1日まで募集を行いました。受験申込の状況につきましては、事務職30名、技術職1名、保健師ゼロ名、社会福祉士4名となっており、将来の佐川町を担っていただく、情熱ある職員を採用したいと考えております。

次に、住民課の所管事項でございます。

令和8年度の固定資産税、軽自動車税、個人住民税の納税通知の発送につきまして、ご報告いたします。

固定資産税につきましては、4月1日に発送し、7,141件、課税額は5億4,208万500円、前年比234万4,400円の減となっております。

軽自動車税につきましては、5月1日に発送し、8,570台分、課税額は6,409万8,200円、前年比42万4,800円の増となっております。

また、個人住民税につきましては、給与特別徴収に係る分を5月14日に、普通徴収及び年金特別徴収に係る分を6月1日にそれぞれ発送し、5,761件、課税額は4億9,378万900円、前年比2,356万1,400円の増となっております。

今後も、適正な課税と、公平な徴収に取り組むとともに、自主納付と納期内納付の広報活動にも力を入れ、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、加茂地区に建設される管理型産業廃棄物最終処分場の取組状況につきまして、ご報告いたします。

昨年度発生しました、埋立地内南側斜面の緩みに対する安全対策工事に時間を要することから、施設の供用開始時期が、令和9年9月頃の予定から、令和10年4月頃に延期されております。このことにより、県内での管理型産業廃棄物の最終処分ができない時期が生じる見込みであり、排出事業者へ、一般的な県外排出について準備を依頼しているとのことです。高知県には、こうした影響を最小限にとどめる努力をお願いするとともに、何より、現在建設中の施設の安全性を第一に施工していただきたいと考えております。

4月末時点の工事の進捗状況につきましては、施設本体工事は、施設の屋根を支える支保工足場の組立てが開始され、被覆施設の基礎工事も進んでおり、進捗率は41.6%です。進入道路につきましては、国道から400メートル以降の掘削工事等を施工中で、進捗率は62.8%です。

しかしながら、防災調整池ののり面の湧水により緩みが発生し、対策工事が必要となっています。既に、排水溝の設置や地山の補強土工、表面へののり砕工を施工するなどの対応を実施しており、この対策工による供用開始時期への影響はないものとの報告を受けております。

繰り返しになりますが、施設の安全性を第一に、慎重かつ丁寧な整備の実施と、情報共有につきましても、高知県及びエコサイクル高知に求めてまいりたいと考えております。

また、5月25日に、集落活動センター加茂の里におきまして、第9回加茂地区地域振興策等推進会を開催いたしました。推進会では、事業の進捗状況や、令和8年度の事業予定などについて地元住民の方々と協議し、町道や河川改修など個別の事業についてご質問をいただき、詳細を説明させていただきました。

推進会には、高知県中央西土木事務所越知事務所にもご参加をいただき、国道整備や急傾斜対策など、県実施の事業についても質問に回答いただきました。

今後も地域の方々と丁寧な協議を重ね、高知県をはじめとした関係機関と連携しながら、地域振興策の推進に努めてまいります。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

佐川町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定につきまして、ご報告いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成 28 年 5 月に策定しました、佐川町新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、今般、新型コロナウイルス感染症対策で明らかとなった課題等を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できることを目的に、特別措置法が改定されております。

このことに伴い、政府の行動計画が全面改訂され、それを受けて県行動計画も同様に改定されておりました、町の行動計画につきましても、国・県の計画に合わせて、本年 3 月に改定を行いました。

主な変更点につきましては、新型コロナや新型インフルエンザ以外の、呼吸器感染症も念頭に、記載内容を充実させたこと、準備期の取り組みとしまして、医療提供体制・検査体制等の整備、個人防護具の備蓄、ワクチン等の開発について記載したこと、感染症等に応じて変化する状況に対し、対策を機動的に切替えられるようにしたこと、おおむね 6 年ごとの改定を明記したこととなっております。

なお、改定後の佐川町新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、町のホームページ上で公表させていただいております。

次に、こども家庭センターの設置につきまして、ご報告いたします。

児童福祉法において、市町村の努力義務となっております、こども家庭センターの設置につきまして、本年 4 月に健康福祉課内の係を再編し「佐川町こども家庭センター ひすい」を開設しました。

こども家庭センターは、子供の権利が守られる社会の実現を目指し、母子保健と児童福祉が一体となった組織体制によって、妊産婦や子育て世帯、子供に対して、切れ目のない包括的で継続的な支援を行うことを目的としております。

佐川町におきましても、保護者の精神疾患の悪化、経済的な困窮、家庭・親族による児童支援の脆弱さなどにより、児童虐待をはじめとした、子供たちの安全・安心が脅かされる状況も認められております。

より早い段階から支援を行い、子育て支援、子育てを支え、地

域全体で継続的に家庭を支えられるように、職員の人材育成など、こども家庭センターの体制づくりを進めるとともに、関係機関の皆様とも適切な連携を図ってまいります。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

清鏡堰に関する事業につきまして、ご報告いたします。

清鏡堰は、仁淀川水系柳瀬川に設置されております、農業用水の取水施設であり、柳瀬川の上流に位置し、ゴム製の可動堰として昭和54年3月に建設され、47年が経過しております。

経年劣化による損傷もあり、これまで定期的な補修工事により長寿命化に努めてきており、令和10年度にゴム袋体の更新をする改修工事を予定しておりましたが、5月7日に、ゴムの袋体が補修していた箇所内部から破れていることが確認され、堰が立ち上がり取水できない状況となっております。

現在は、水中ポンプを6台設置して農業用水を確保するなど、営農に支障をきたさないように対応をしているところでございます。

清鏡堰の復旧につきましては、令和8年度中に詳細設計の委託業務を完了させ、令和9年度に本体の改修工事に着手させていただきたいと考えており、本定例会の補正予算案に、設計の委託費とともに、関連する費用を計上させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、建設課の所管事項でございます。

上下水道事業の経営計画・経営戦略の改定につきまして、ご報告いたします。

本町の上水道事業は、中長期的な経営の基本計画である、経営計画・経営戦略に沿って取り組んでまいりましたが、計画を策定して以来、以降、人口減少や物価高騰など上水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

こうした情勢を踏まえ、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、本年3月に同計画の改定を行いました。今後はこの計画に基づき、上下水道の健全な財政運営と、大規模災害対応を着実にを行い、安全に安心して暮らせるインフラ整備を計画的に進めてまいります。

次に、令和8年度に実施を予定しております、水道配水管の布設替工事につきまして、ご報告いたします。

令和 8 年度の管路の耐震化工事につきましては、先ほど水道事業計画に基づき、加茂弘岡地区及び上郷地区の両地区におきまして、8 月から工事に着手する予定で進めております。

工事期間中は、一部通行制限が必要となりますので、近隣住民の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、細心の注意を払い、工事を進めてまいりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、令和 7 年 12 月定例会でご報告いたしました、学校教育の現状と課題につきまして、その後確定しました事項を中心にご報告をいたします。

平成 30 年に教育研究所を設立して以来、8 年が経過いたしました。

この間、児童生徒、保護者、教職員を支える、不登校児童生徒の居場所づくりや、教育相談の充実、公設塾など、様々な支援に取り組みながら、学校教育の質の向上のため、教職員研修の充実に取り組む、令和 3 年度からは、ふるさと教育「さかわ未来学構想」の推進に取り組んでおります。

その結果、令和 7 年度の中学校の不登校児発生率につきましては 2.19% となり、令和 5 年度の 4.9%、令和 6 年度の 2.5% に引き続き、明らかに低下傾向が現れております。全国平均や県平均は、まだ発表されておりませんが、令和 6 年度にそれぞれ 6.8%、6.7% であったことから考えても、佐川町の不登校の状況は落ち着いていると考えられます。

また、18 歳から 27 歳までのひきこもりも、令和元年の 20 名から、令和 6 年度、8 名、令和 7 年度は 6 名と減少しております。

さらに、小学校での暴力行為の発生率が平成 27 年度の 4.1% から、令和 7 年度 0.2% に、中学校で 1.9% から 0.4% に低下し、経年で低下し、重大な学校事故が、引き続き、ゼロ件であったことから、町内の小中学校の状況は落ち着き、充実の方向にあります。

これにつきましては、児童生徒理解の促進や、学級経営の改善のための教職員研修、支援員の配置や、カウンセラーによる相談体制の整備、校内での居場所となるサポートルームの設置等に取り組む、個に応じた支援体制が整い、不登校を未然に予防するた

めの総合的な施策の効果が現れているのではないかと考えております。

しかしながら、これらを支える教職員の勤務の状況につきましては、令和7年度に104名の教職員の中で、45時間以上の時間外勤務が1カ月以上ある者が64名で約62%、3カ月以上ある者が43名で約41%、9カ月以上ある者が17名で16%、一般に過労死ラインとされる80時間前後または80時間を超える時間外が複数月ある者が13名で約13%となっております。

これは、令和4年度のデータと比較すると、45時間以上の時間外が1カ月以上で2%増加、3カ月以上で1%減少、ほぼ常態化していると考えられる9カ月以上で2%減少、過労死の危険があるとされる80時間前後以上が複数月については3%の増加と、高止まりであり、改善傾向にはありません。

時間外勤務の主な内容は、教材研究など授業の準備、家庭訪問など生徒指導関係と保護者対応、増加している若年教員への指導・支援の業務、中学校ではこれに加え、放課後と休日の部活動指導や試合等への引率が大きく占めていると聞いております。

令和8年度は、このような教職員の業務の状況に対して、令和7年度末に策定いたしました「佐川町立小中学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」により、改善に取り組みながら、これまでの成果を維持し、さらにふるさと教育の充実や学力の向上を目指し、取り組んでまいります。

次に、黒岩中学校の閉校に向けた取り組みにつきまして、ご報告いたします。

黒岩中学校につきましては、平成30年度から休校となり、8年が経過してまいりましたが、引き続き、黒岩小学校の児童数が減少傾向にあり、地域住民の皆様からも、今後の利活用をどのように考えているかなど、ご意見をいただいているところでございます。

そこで、本年2月に、黒岩地区自治会長や、地域で活動する団体の皆様などにお集まりをいただき、今後の黒岩中学校の在り方についてご意見をいただく中で、黒岩中学校の閉校と、今後の活用に向けての取り組みを進めていくこととしました。

このため、令和8年度に黒岩地区の皆様を主体とした、黒岩中学校の閉校に向けた実行委員会を設立し、年度末をめどに閉校し、

記念の式典を実施するよう、取り組みを進めることとなっております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

医師確保につきまして、ご報告いたします。

本年３月定例会において、令和８年度２名の常勤医師の採用予定と報告しておりましたが、４月１日付けで、内科及び整形外科に各１名の常勤医師を採用いたしました。

これにより、令和８年度は、常勤医師８名を中心に医療体制を整えることができております。

今後も、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が５件、諮問が２件、同意案が９件、承認が３件、議案が１１件となっております。

議員の皆様には慎重なるご審議の上、適切なるご決定を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長（松浦隆起君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第５、報告第１号、令和７年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第９、報告第５号、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）まで、以上５件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件につきまして、ご説明申し上げます。

報告第１号、令和７年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計の繰越明許費にかかる経費として、総額９億２,０４０万２,４９６円を翌年度に繰越ししたことを、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告するものであります。

報告第２号、令和７年度佐川町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、令和７年度佐川町水道事業会計に係る資本的支出予算のうち、建設改良費１,００１万円を令和８年度に繰越ししたことを、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、報告するもの

であります。

報告第3号、工事請負契約の変更契約の締結についての専決処分の報告につきましては、7災第16号、町道旧国道33号線、道路災害復旧工事の変更契約の締結を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和8年5月18日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

変更額は535万5,900円の増額で、増額の要因は、週休2日制工事の実施等によるもので、変更後の契約金額は6,662万7千円であります。

報告第4号、専決処分の報告につきましては、町道に起因する事故に対する損害賠償額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和8年5月19日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、令和8年4月25日、午後4時45分頃、相手方車両が町道入寺山1号線を走行中、鋼製グレーチングの端部にタイヤ及びホイールが接触し、左後方のタイヤ及びホイールを破損させたものであります。

賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、賠償額は15万8,840円であります。

報告第5号、専決処分の報告につきましては、さかわぐるぐるバス運行中の接触事故に対する損害賠償額の決定を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和8年4月27日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、令和8年1月8日、午後3時18分、さかわぐるぐるバス、道の駅佐川線の下り5便が、佐川町甲の佐川駅前町道から駅構内に進入する際、東後方から西後方に向けて、横断してきた自転車に気づくのが遅れ、接触したものであります。

賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、賠償額は2万4,960円であります。

報告は以上でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

一括で質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 10、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について、から日程第 11、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題とします。

町長の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、諮問第 1 号、第 2 号につきまして、ご説明申し上げます。

諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

候補者は、候補者の和田由香氏につきましては、当町職員としての行政経験も長く、豊富な知識と経験を有しており、住民からの信頼も厚く、人格識見高く、広く社会の実情に通じています。

また、人権擁護につきましても高い見識を持たれており、誠実なその人柄は、人権擁護委員として適切であると認められます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

岩本浩につきましても、当町職員として長きにわたり行政実務に従事し、人権に関する業務にも携わるなど、豊富な知識と経験を有しており、住民からの信頼も厚く、人格識見高く、広く社会の実情に通じています。

また、人権擁護につきましても高い見識を持たれており、誠実なその人柄は、人権擁護委員として適任であると認められます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第 1 号から諮問第 2 号まで、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

日程第 12、同意案第 1 号、佐川町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、同意案につきまして、ご説明をさせていただきます。

佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、現在の農業委員会の委員の任期が本年 7 月 19 日をもって任期満了となることから、7 月 20 日から始まる任期における農業委員会の委員のうち、農業委員 9 名の任命をすることについて、議会の同意を求めるものであります。

同意案 1 号から第 9 号まで、ご説明をさせていただきます。

同意案第 1 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、北添正男氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

北添氏は現農業委員会の会長であるとともに、高知県農業会議常設審議委員を務めた経験があるなど、農業に対しての識見が高く農業委員として適任であります。

何卒よろしく願いを申し上げます。

同意案第 2 号。はい、申し訳ございません。

第 1 号でよろしく願いします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 1 号、佐川町農業委員会の委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第 1 号は同意することに決定しました。

日程第 13、同意案第 2 号、佐川町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、同意案第 2 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきまして、つきましては、森田有紀氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

森田氏は現農業委員であるとともに、NPO 法人とかの元気村にお勤めで、あったかふれあいセンターではコーディネーターを務めるなど、地域の福祉事業に積極的に取り組む活動をされております。

農業委員会等に関する法律第 8 条第 6 項において、農業委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない、とされており、森田氏におかれましては、農業者以外の立場にあり、利害関係を有しない委員として適任者であります。

何卒よろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 2 号、佐川町農業委員会の委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第 2 号は同意することに決定しました。

日程第 14、同意案第 3 号、佐川町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、同意案第 3 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、藤田省三氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

藤田氏は現農業委員であるとともに、地域計画の中心経営体である、農業者で地域の農業に精通しており、農業委員として適任者であります。

何卒、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 3 号、佐川町農業委員会の委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第 3 号は同意することに決定しました。

日程第 15、同意案第 4 号、佐川町農業委員会の委員の任命につ

いてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

同意案第４号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、田村公史氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

田村氏は現農業委員であり、認定農業者であることから、農業委員として適任者であります。

何卒どうぞよろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第４号、佐川町農業委員会の委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第４号は同意することに決定しました。

日程第１６、同意案第５号、佐川町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

同意案第５号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、澤村重隆氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

澤村氏は現農業委員であるとともに、広瀬地区環境保全の会の副代表を務めるなど、地域の農業振興に寄与されていることから、

農業委員として適任者であります。

何卒どうぞよろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第5号、佐川町農業委員会の委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第5号は同意することに決定しました。

日程第17、同意案第6号、佐川町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

同意案第6号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、田村和弘氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

田村氏は現農業委員であり、認定農業者であることから、農業委員として適任者であります。

何卒どうぞよろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第6号、佐川町農業委員会の委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第6号は同意することに決定しました。

日程第18、同意案第7号、佐川町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

同意案第7号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、氏原延氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

氏原氏は現農業委員であるとともに、農村女性リーダーとして日頃から地域で活動されていることから、農業委員として適任者であります。

何卒どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 7 号、佐川町農業委員会の委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第 7 号は同意することに決定しました。

日程第 19、同意案第 8 号、佐川町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

同意案第 8 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、横畠悦子氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

横畠氏は現農業委員であり、認定農業者の親族でもあります。

農村女性リーダーとして日頃から地域で活動されていることから、農業委員として適任者であります。

何卒どうぞよろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 8 号、佐川町農業委員会の委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第 8 号は同意することに決定しました。

日程第 20、同意案第 9 号、佐川町農業委員会の委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

同意案第 9 号、佐川町農業委員会の委員の任命につきましては、長山朋幸氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

長山氏は、J A 高知県の元職員であり、長年、営農に関する業務を経験され、地域農業に精通しており、現農業委員などからの推薦もあることから、農業委員として適任者であります。

何卒どうぞよろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 9 号、佐川町農業委員会の委員の任命について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、同意案第 9 号は同意することに決定しました。

ここで 10 時 15 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 01 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 21、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、承認案件につきまして、ご説明を申し上げます。

承認第3号、令和7年度佐川町一般会計補正予算第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年4月1日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出それぞれ127万6千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ90億922万5千円としたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

承認第3号、令和8年度佐川町一般会計補正予算第1号につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算書の10、11ページをご参照ください。

歳出の事項別明細書となり、6款、1項、1目商工振興費、12節、委託料、127万6千円を計上させていただいております。

これは、昨年発生した、さかわ発明ラボ内での事故に伴い、相手方より損害賠償請求があり、法的な対応を必要とするため、弁護士に委任をする費用となっております。

なお、歳入につきましては、8、9ページをご参照ください。

歳入の事項別明細書となり、18款、1項、1目、1節、財政調整基金繰入金、127万6千円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願い致します。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、西森君。

9番（西森勝仁君）

私から、承認第3号について、お尋ねをいたします。

この承認案件につきましては、この前の議案の説明会のときに、

担当課長から説明を受けたわけではありますが、それによりますと、元発明ラボの職員が、作業中に工作機械によって手をけがしたと。

そして退職後に、相手弁護士から損害賠償請求を受けたと。

これに対応するための弁護士費用、126万7千円というふうに聞いておりまして、私もそういうふうに理解はしております。

しかし、私は、この職員が自分のけがに対して公務災害補償を請求するというのであれば、それは理解をするところではありますが、どうして佐川町が損害賠償の責任を問われるのか、ここの部分が全く腑に落ちませんし、理解をできないところでもあります。

損害賠償というのは、この規定は、民法415条や、同709条あたりに定められておりますけれども、この条文の構成要件である契約違反、あるいは不法行為が、行政側、役場側にあったということとはとても考えられません。

そこで、この賠償責任を問われるということは、全く理由が分からないところでもあります。

そこでお尋ねをいたしますが、まず、この元発明ラボの職員が有していた法令上の身分はどうなっているのか。

そして、その勤務条件や勤務時間の主なものはどうなっていたのか、そして、

こうした条件のもとで、勤務しておったわけではありますが、どのようにして事故は発生したのか、その概要。

また、この事故の公務災害の認定はどうなっているのか。

そして、請求されている賠償金額は一体幾らなのか。

そして、その積算基礎は何か。

また、この請求金額は保険金で全額補填できるものなのか。

そして最後に、今回補正した126万7千円は、これからの和解、示談、示談あるいは裁判費用に充てられると思うところではありますが、この費用で、どこまでこの法律事務所が対応してくれることになるのか。

以上7点について、お尋ねをします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

西森議員のご質問にお答えいたします。

まず、事故に遭いました職員の身分ですが、地方公務員法第22

条の2第1項第1号に掲げる、非常勤の短期、短時間勤務職員となります。佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条第2号に定める、パートタイム会計年度任用職員となります。

勤務条件、勤務時間ですが、まず職種は地域おこし協力隊、所属はまちづくり推進課になります。

業務内容は、さかわ発明ラボの運営スタッフです。

勤務形態は、勤務日週4日で、勤務時間9時半から、18時15分、休憩60分です。

休暇等に関しましては、年次休暇が11日、特別休暇、育児休暇等がございます。

給与は月額報酬、期末勤勉手当、通勤手当、時間外手当がございます。

服務につきましては、地方公務員法の服務規定を適用しております。

そのほか、社会保険、雇用保険、災害補償及び業務外の疾病扶助等がございます。

事故の概要ですが、令和7年6月に佐川町甲1721番地に所在のBラボの施設内で、ラボ所属の地域おこし協力隊が、椅子の製作作業を行っていた際に、トリマーという電動工具を使用中に、左手を負傷する事故が発生しております。

公務災害の認定につきましては、令和7年9月2日付で認定をしております。

請求額と算定の根拠ですが、今回の補正予算で計上しております、弁護士への法律事務処理に関する委託料になりますが、これは着手金と、訴訟移行時の着手金、弁護士報酬の合計となります。そのうち弁護士の報酬は、相手方からの損害賠償請求額を基にして計算しております。

今回の予算計上の根拠としては、損害賠償請求額は治療費、通院交通費、入院雑費、形成手術費用、その他積極損害、休業損害、失職による逸失利益、後遺障害による逸失利益、損害慰謝料、後遺症慰謝料の合計858万8,739円となります。

この請求金額について、全て保険金で処理できるのかどうかにつきましては、費目により保険金で補填できるものとできないものがございます。

今回の補正の金額につきましては、示談折衝と、まだこれからどうなるか分かりませんが、一審の訴訟に移行した場合の委託料を計上しております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9 番（西森勝仁君）

今、担当課長から、るる説明をいただきまして、大体分かったところではありますが、その請求金額にも、にしましても 858 万円。

しかも、その中には逸失利益も入っているとのことではありますが、今回のこのケースの場合、何をもって逸失利益を問われるのか、私はこの逸失利益を向こうが主張するのは、かなり無理があるんじゃないかと。それは請求するのは勝手ですけども、かなりこれは無理である、いうふうに思うところであります。

それに、また慰謝料にしましてもですね、作業現場で刃のついた工作機械を扱うということは危険ということは、これも素人でも、その機械を見ればすぐ分かることであります。

本人の不注意、あるいは過失の度合い、こういったものはいかななものかと思うところであります。

ただ、こうした協力隊員を雇用する場合は、その道のプロを雇用しているわけではなく、応募してくる、興味のある分野に応募してくる隊員を採用していることと思いますので、その中から熟練してプロになっていく、あるいは起業していくという隊員もおりますし、現在はそういう状況にあると思っています。

こうしたことから、3 年前にも尾川のたいこ岩付近で、杉の木の伐採をしていたところ、これは伐採する人の技術の未熟さも伴って、チェーンソーの切り込み、こういったもののミスから、ドコモの携帯電話の施設に倒れかかって、損傷させたと。こういうことで 263 万円の賠償金を払ったのもあります。3 年前のことです。

何の仕事にしてもそうとは思いますが、例えば農機具にしても、何にしても、機械に慣れてきた頃が一番危ないと言われております。

担当課長は、こうしたことのないよう、しっかり注意喚起や指導をしていただきたい、というふうに思うところであります。

協力隊を雇用している部署が幾つかあると思いますので、これはよろしくお願ひしたいと思います。

そして今回のケースは、これから示談や裁判に進んでいくわけですが、示談をするにしましても、決して今私が言いましたように安易な妥協はしないように、してもらいたいと思います。

先ほども言いましたけれども、けがの相手方につきましては、気の毒ではありますけれども、相手方の不注意、あるいは自己責任の分野をきちんと整理してもらいたい。

こういうことでありますので、これはよろしくお願ひをします。

そして、いずれ、この賠償金を、また予算措置をせんといかん、補正予算が出てくると思いますが、そのとき、多くの町民の理解と納得ができるような内容であってもらいたいと思います。

そして、これからの交渉に進んでいくわけですが、示談にしても、そういった内容についてはタイムリーに議会に報告していただきますよう、お願ひをしておきたいと思います。

以上です。

議長（松浦隆起君）

ほかに質疑はありませんか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度佐川町一般会計補正予算（第1号））について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第22、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

承認第４号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、佐川町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年３月３１日に専決処分をしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

それでは、承認第４号、佐川町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明をさせていただきます。

本改正条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、改正を実施したものになります。

改正の主な内容につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴いまして、対象条文の整理や、名称の変更を行っております。

それから、固定資産税の家屋と償却資産の免税点の引上げ、あとバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂などの、改修特別特定建築物に係る減税措置の設定などを行っております。

そのほか、引用条項や文言の整理も併せて行っております。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について）、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第23、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

承認第5号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

それでは、承認第5号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

本条例改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴い、町条例の改正をするものです。

改正の主な内容につきましては、子ども・子育て支援金に関する改正といたしまして、税率・税額を、規定をしております。

所得割として0.26%、均等割、1,600円、18歳以上の均等割に100円といった内容を新たに規定をしております。

そのほか、基礎課税額の限度額を66万円から67万円に引き上げるもの、それから軽減の基準額につきまして、2割軽減分と、

5割軽減分につきまして、これも引き上げるものと、いうような内容になっております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

日程第24、議案第41号、令和8年度佐川町一般会計補正予算（第2号）から、日程第34、議案第51号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定についてまで、以上11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第41号、令和8年度佐川町一般会計補正予算（第2号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ1億2,740万8千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ91億3,663万3千円とするものであります。

議案第42号、令和8年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ983万9千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ15億5,701万8千円とす

るものであります。

議案第 43 号、令和 8 年度佐川町後期高齢医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 144 万 9 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,277 万 3 千円とするものであります。

議案第 44 号、令和 8 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出それぞれ 6,518 万 4 千円とするものであります。

議案第 45 号、令和 8 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 2,105 万 6 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 7,570 万 3 千円とするものであります。

議案第 46 号、令和 8 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的支出の既決予算額を 76 万円増額し、支出の既決予定額を 1 億 9,491 万 8 千円とするものであります。

議案第 47 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、さかわ発明ラボに着任予定の地域おこし協力隊の人数等に合わせて、事業と休館日について、変更をする改正を行うものであります。

議案第 48 号、佐川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現金出納の検査は条例第 8 条中、毎月 15 日に行うと明記されておりますが、現状の例月出納検査実施日に合わせ、所要の改正を行うものであります。

議案第 49 号、佐川町消防団の設置、名称及び区域に関する条例の制定につきましては、現行条例と消防組織法の整合性が十分でない部分があるため、組織運営の適正化、効率化を図るための所要の改正を行うものであります。

議案第 50 号、佐川町消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の制定につきましては、現行条例と消防組織法の整合性が十分でない部分があるため、組織運営の適正化、効率化を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第 51 号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、辺地対策事業債の借入に必要な整備計画の策定を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を

求めるものであります。

説明は以上でございます。

なお、各議案の詳細につきましては、担当課局長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

それでは、議案第 41 号、令和 8 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案のフォルダの中にごさいます、議案第 41 号、佐川町一般会計補正予算（第 2 号）をお開きいただきまして、補正予算の主なものにつきまして、歳出からご説明をさせていただきます。

14 ページからは、歳出の事項別明細書となります。

今回の歳出の補正につきましては、給料や職員手当、共済費などに増減が発生しておりますが、これは主に 4 月の人事異動に、人事異動によります、人件費の補正となっております。

まず 18、19 ページをご参照ください。

19 ページ、下の表の、上から 5 段目になります。

3 款、1 項、1 目、社会福祉総務費、12 節、委託料の説明欄、障害福祉サービス等システム改修業務 123 万 2 千円につきましては、障害福祉サービス等の報酬改定に伴い、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修の費用となっております。

次に、同じく委託料の説明欄、医療費助成のオンライン資格確認対応システム改修委託料 207 万 9 千円につきましては、マイナ保険証による、医療費助成のオンライン資格確認に対応するため、必要な改修を行うものであります。

次に 24、25 ページをご参照ください。

25 ページ上の表、5 款、1 項、6 目、農地費の補正額 2,071 万 5 千円につきましては、主に清鏡堰が破損し、農業用水の取水が困難となったことから、その対応策として、水中ポンプによる取水を行うための費用となっております。

節ごとにご説明をさせていただきますと、10 節、需用費に、燃料費として、水中ポンプを回す発電機の燃料費 255 万 6 千円。同じく光熱水費としまして、水中ポンプを回す商用電源、商用電源用電気代 93 万 1 千円。

12 節、委託料としまして、修繕工事のための実施設計委託料等 998 万 5 千円。

13 節、使用料及び賃借料に器材借上料としまして、水中ポンプの借上料 154 万 5 千円。

最後に、14 節、工事請負費に水中ポンプの応急設置工事 514 万 8 千円を計上をさせていただきます。

次に、26、27 ページをご参照ください。一番下の表になります。

8 款、1 項、消防費の、3 目、消防施設費、12 節、委託料の説明欄 343 万 2 千円につきましては、斗賀野分団 2 部屯所の建て替えに伴い発生する、現在の屯所の解体の工事費等の設計の委託料となっております。

また、次ページになりますが、同じく消防施設費、14 節、工事請負費 1 億 443 万 8 千円のうち、9,043 万 8 千円につきましては、斗賀野分団 2 部屯所の建築工事費。1,400 万につきましては、斗賀野分団 2 部屯所の、2 部の現屯所の解体工事費となっており、いずれもなくてはならない防災の拠点となる施設の早期完成を図るものであります。

次に、32、33 ページをご参照ください。

33 ページ真ん中の表、9 款、5 項、1 目、保健体育総務費、12 節、委託料、佐川町民プール施設機能診断・再編及び長寿命化計画検討業務 176 万円につきましては、佐川町民プールが経年により老朽化をする中、修繕だけでなく、省エネ効果による経費の削減など、将来負担の軽減に寄与する改修に向けて、計画を策定をするものであります。

次に、同じ表のすぐ下、9 款、5 項、2 目、学校給食費、27 節、繰出金、学校給食特別会計繰出金 2,572 万円につきましては、学校給食特別会計への繰出金としまして、計上をさせていただきますけれども、給食会計につきましては、高知県給食費負担軽減事業費補助金を充当することといたしましたので、減額の補正をさせていただきます。

歳出の説明は以上で終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

10、11 ページまでお戻りください。

10、11 ページの上から 2 つ目の表、1 段目になります。

14 款、2 項、1 目、民生費国庫補助金、1 節、社会福祉費補助

金の説明欄、障害者総合支援事業費補助金 61 万 6 千円につきましては、歳出でご説明をさせていただきました、障害者自立支援給付金審査支払等システムの改修費用に対する補助金となっております。

またその下、同じく、地域診療情報連携推進費補助金 103 万 9 千円につきましては、同じく、歳出でご説明をさせていただきました、医療費助成のオンライン資格確認対応システムの改修費用に対する補助金となっております。

次に、12、13 ページをご参照ください。

下の表、21 款、1 項、7 目、消防債、1 節、消防施設整備事業債の 1 億 560 万円につきましては、斗賀野分団 2 部屯所の建て替えに係る、緊急防災減災事業債となっております。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい。私のほうからは、議案第 42 号と第 43 号について、説明をさせていただきます。

まずは、議案第 42 号、令和 8 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。

予算書の 10 ページ、11 ページをご覧ください。

はい。こちら歳出になりますけれども、この歳出の補正は全て、人事異動による人件費の補正になります。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

歳入ですけれども、人件費の先ほどの減額分について、一般会計からの繰入れを同額減額をしております。

議案第 42 号については、以上になります。

続いて、議案第 43 号、令和 8 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。

こちら予算書をお願いいたします。10 ページ、11 ページです。

はい。こちらの補正につきましても、人事異動に伴う人件費の補正のみと、いうふうになっております。

8 ページ、9 ページ、歳入ですけれども、こちらも人件費の減額分につきまして、一般会計からの繰入金金を同額減額をしており

ます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

それでは、議案第 44 号、令和 8 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、保護者の給食費に対します負担軽減を図るため、国が県を通じまして、公立小中学校等の設置者に対し、補助をする制度が確定したことに伴うものであります。

令和 8 年度佐川町学校給食特別会計補正予算書（第 1 号）の 6 ページ、7 ページをお開きください。

こちらにつきましては、歳入の明細書になります。

まず一番下の表、6 款、1 項、1 目、学校給食事業補助金の説明欄、高知県給食費負担軽減事業費補助金につきましては、佐川町立小学校、及び日高村在住の児童を含みます、加茂小学校の児童 1 人当たり月 5,200 円の、かつ、夏休みの 8 月分を除きます 11 カ月分の補助金といたしまして、2,888 万 6 千円を計上しております。

次に一番上の表、1 款、1 項、1 目、給食負担金の説明欄、現年度分につきましては、当初、予定をしておりました日高村在住で加茂小学校へ通う児童、及び施設へ入所しております児童の保護者等の負担金につきまして、下の補助金相当額を減額するものであります。

また中の表、2 款、1 項、1 目、一般会計繰入金の説明欄、佐川町子育て支援給食費繰入金につきましては、当初予定をしておりました佐川町立小学校、及び加茂小学校で佐川町在住の児童に対します、町の支援のうち、下の補助金相当額を減額するものであります。

よりまして、歳入歳出の総額につきましては、当初予算と変わりはありません。

説明は以上です。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

それでは私から、議案第 45 号、令和 8 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をさせていただきます。

補正予算書の 12 ページ、13 ページをお開きください。

こちらは、歳出予算の事項別明細書となっております。

4 月の人事異動等に伴います人件費の補正につきましては、説明を省略をさせていただきたいと思います。

そのほかの部分につきまして、まず、1 款、1 項、1 目、一般管理費の、12 節、委託料のうち、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料 75 万 5 千円につきましては、令和 8 年 8 月より介護保険制度の補足給付について、多床室の類型別に負担限度額が設定をされますことから、これに伴う負担限度額認定証の様式変更に対応するためのシステム改修となっております。

また、その下の、介護職員初任者研修委託料のマイナス 99 万 6 千円と、その下の、介護職員初任者研修受講費助成金の 99 万 6 千円につきましては、こちらは予算の組替えとなっております。

介護職員の初任者研修につきましては、昨年度、町内事業者への委託を断念した経緯から、本年度につきましては、研修実績のある町外事業者への委託を検討しておりましたが、町内会場での開催が厳しく、実施が難しいというような状況になっておりまして、代替案を検討していたところ、町内のほかの市町村では、民間事業者が主催する初任者研修を受講した者に対しまして、一定の要件のもとで受講費用の助成を行うところがありまして、こういった例を参考に、町内の、町内のですね、介護サービスの人材確保につながる制度、設計のもとで、受講者への助成金として予算の組替えを行うということでございます。

続きまして、ページ戻りますけれども、8 ページ、9 ページをお開きください。

こちら、歳入の補正予算となっております。

見開き、左側の 8 ページの上の、一番上になりますが、1 段目の表の、1 款、1 項、1 目、第一号被保険者保険料の補正額の欄 1、794 万 1 千円の減額につきましては、令和 8 年度における低所得者介護保険料軽減措置額として算出されました金額を、今回減額補正するものでございます。

次に、8 ページの一番下の表のうち、7 款、1 項、4 目、低所

得者保険料軽減繰入金の、補正額の欄 1,794 万 1 千円の増額につきましては、先ほどの保険料減額分に相当する額につきまして、一般会計より繰入れを行うものでございます。

そのほかの補正につきましては、歳出予算の補正について介護保険法に定められました財源負担割合に応じまして算出し、計上しているものでございます。

以上で、議案第 45 号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

はい。それでは私のほうから、議案第 46 号、令和 8 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明いたします。

補正予算書のまず、1 ページ目をご覧ください。

第 2 条のですね、補正予定額にありますとおり、収益的支出の予定額につきまして、76 万円を増額するものです。

続きまして、第 3 条はですね、流用ができない経費として定める、定めております職員給与費合計につきまして、厚生福利費の 3 千円を除く 75 万 7 千円を増額いたします。

続きまして、最終 11 ページをご覧ください。

水道事業会計予算の事項別明細書になります。

1 款、1 項、4 目の総務費につきまして、4 月の人事異動に伴いまして、職員数は変わっておりませんが、水道担当の課長補佐を新しく置きましたので、給料や手当などの人件費を合計 76 万円増額するもので、その内訳を示しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

私のほうからは、議案第 47 号、さかわ発明ラボの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

参考資料フォルダにあります、参考資料、議案第 47 号関係、新旧対照表をご覧ください。

さかわ発明ラボに所属する、地域おこし協力隊は、6月末日をもってゼロ人となります。

これまでさかわ発明ラボの事業としましては、複数名の協力隊により、参考資料の改正前の条例第4条にあります、（１）デジタルファブリケーションに接する機会創出に関する事業、資料では省略となっておりますが、（２）こどもたちの創造性を育む教育に関する事業、（３）オリジナル商品及びサービス開発に関する事業、（４）デジタルファブリケーションの普及、指導及び相談に関する事業、また、省略されておりますが、（５）その他目的達成に必要と認める事業、の5つの事業を実施し、第8条にあります「休館日」で実施しておりました。

しかしながら、現在のところ8月以降につきましては、着任予定の1名の協力隊で事業を実施していくこととなります。

そこで、今回この条例の一部改正を行い、着任予定の地域おこし協力隊の人数等に合わせ、第4条の事業を（１）デジタルファブリケーションに接する機会創出及び普及に関する事業、（２）こどもたちの創造性を育む教育に関する事業、（３）その他目的達成に必要と認められる事業、の3つの事業とし、また、第8条の「休館日」を、資料のとおり変更するものでございます。

以上、説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

それでは、議案第48号から議案第51号まで、ご説明をさせていただきます。

まず、議案第48号、佐川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

監査委員が実施しております、地方自治法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、条例第8条中「毎月15日に行う。」と明記されておりますが、「毎月20日から月末までの間とする。」に改正をさせていただくものであります。

現状の例月出納検査実施日に合わせ、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第49号、佐川町消防団の設置、名称及び区域

に関する条例の制定につきましては、現行条例と消防組織法の整合性が十分でない部分があるため、組織運営の適正化、効率化を図るため、本条例につきましては、主に消防団に関することについて整理を行い、新規に制定をするものであります。

続きまして、議案第 50 号、佐川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定につきましては、現行条例と消防組織法の整合性が十分ではない部分があるため、組織運営の適正化、効率化を図るため、本条例につきましては、消防団員に関することについて整理を行い、現行条例から言いますと、主に分限及び懲戒、服務、その他身分の取扱いについての規定を、新たに制定をさせていただきます。

続きまして、議案第 51 号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間で、中野・瑞応地区の町道を整備するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものとなっております。

裏面の総合整備計画書、次のページの総合整備計画書をご覧ください。

こちらの総合整備計画書の内容は、この地域の辺地の概況、公共的施設の整備を必要とする事情、公共的施設の整備計画を、記載をしております。

1 の「辺地の概況」では、辺地を構成する町または字の名称、地域の中心の位置、辺地度点数を記載をしております。

2 の「公共的施設の整備を必要とする事情」では、佐川町の北東部に位置する中野地区と瑞応地区からなる過疎化・高齢化が進む山間地域である本地域と、幹線道路である県道を結ぶ町道について、カーブが連続し、幅員が非常に狭く、さらに老朽化が進んでいる道路または橋梁であるため、緊急車両及び普通車両の通行に支障を来しており、震災や火災等の緊急時の対応にも不安を抱えている状況であることを、記載をさせていただきます。

3 の「公共的施設の整備計画」では、令和 8 年度から 5 年間で実施する内容としまして、施設名、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額などを、記載をさせていただきます。

参考資料の議案第 51 号をご覧ください。

こちらの参考資料が、辺地対策事業債の位置図となっており、図面中央より少し上に、対象となる中野・瑞応辺地の区域があります。

今回の計画で整備が予定されていますのは、赤マークの箇所になります、芝ノ元線・宇治谷１号線となっております。

なお、この２路線につきましては、先ほど示しましたが、辺地の区域外となっておりますが、辺地区域と幹線道路を結ぶ道路につきましては、辺地住民の利用比率にかかわらず、対象となる場合があるとされておりました、今回はその対象となるものであります。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で、議案第４１号から議案第５１号までの提案理由説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を８日の午前９時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前１１時０７分